

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県北九州市小倉北区西港町72番地の30

氏名 ホクザイ運輸株式会社 代表取締役 河本 一成

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾

許可の年月日

令和3年10月14日

許可の有効年月日

令和10年10月13日

NO COPY



1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
破碎（移動式）	木くず 以上1種類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 木くずの破碎施設（移動式）（モバーク社製 タブグラインダー モデルスーパー1000）

保管場所	福岡県北九州市小倉北区西港町72番32、33、34、35、42
設置年月日	平成9年1月27日
処理能力	120t/日（8時間）
使用届出受付年月日	平成13年4月20日

(2) 木くずの破碎施設（移動式）（モバーク社製 タブグラインダー モデルスーパー1000）

保管場所	福岡県北九州市小倉北区西港町72番32、33、34、35、42
設置年月日	平成27年8月21日
処理能力	120t/日（8時間）
許可年月日	平成27年7月29日
許可番号	420016236

3. 許可の条件

移動式破碎に係る条件

稼働日	平日に限る。
稼働時間	午前8時から午後5時までに限る。（ただし、1日の実稼働時間は8時間までとする。）
稼働場所	処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。
騒音防止措置	隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。

(裏面に続く)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年10月14日	産業廃棄物処分業新規許可
平成16年10月14日	産業廃棄物処分業更新許可
平成17年4月25日	産業廃棄物処分業変更届出 (破碎施設の追加)
平成21年10月14日	産業廃棄物処分業更新許可
平成26年10月14日	産業廃棄物処分業更新許可
平成27年9月14日	産業廃棄物処分業変更届出 (破碎施設の追加)
平成31年3月14日	産業廃棄物処分業変更届出 (破碎施設の廃止)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無